

## 議案第101号

石岡市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による「住民基本台帳法」の一部改正により、住民基本台帳カードの交付を終了し、当該条例を廃止するため。

## 石岡市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例

石岡市住民基本台帳カード利用条例（平成19年石岡市条例第46号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の石岡市住民基本台帳カード利用条例の規定により住民基本台帳カードの交付を受けている者の当該住民基本台帳カードの利用については、当該住民基本台帳カードの有効期限までの間、なお従前の例による。

#### （石岡市印鑑条例の一部改正）

- 3 石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「石岡市住民基本台帳カード利用条例」の前に「廃止前の」を加え、「法第30条の44第1項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下「旧法」という。）第30条の44第1項」に改め、同条第4項中「法」を「旧法」に改め、「返納した場合又は」の次に「廃止前の」を加える。

#### （石岡市手数料条例の一部改正）

- 4 石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1住民基本台帳カードの交付手数料の項を削る。